担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	監督処分
法 令 名根 拠条項	漁港漁場整備法 第39条の2第1項及び第2項
法令番号	昭和25年法律第137号

【基準】

法第39条の2第1項及び第2項の規定による。

(監督処分)

- 第39条の2 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、 その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、 自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復 を命ずることができる。
- (1) 前条第1項又は第5項の規定に違反した者
- (2) 前条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による許可を受けた者
- 2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	